

2月18日から確定申告がはじまります

確定申告相談日程

【申告会場】 保健センター ほのほの1階 「ひだまりホール」

【受付時間】 午前9時～午後4時（最終日は午後2時まで）

月	火	水	木	金	土	日
2月					16 ×	17 ×
18 山郷	19 山郷	20 山形	21 山形	22 山形	23 ×	24 指定なし
25 土師	26 土師	27 那岐	28 那岐			

月	火	水	木	金	土	日
3月				1 富沢	2 ×	3 ×
4 富沢	5 智頭	6 智頭	7 智頭	8 指定なし	9 ×	10 指定なし
11 指定なし	12 指定なし	13 指定なし	14 指定なし	15 午後2時まで		

申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード（お持ちでない人はマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類）
- ・申告者の印鑑
- ・申告者の通帳（還付申告の場合）
- ・給与・年金所得の源泉徴収票（複数枚ある人はすべて）
- ・障害者控除を受ける人は障害者手帳
- ・生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は証明書
- ・医療費控除を受ける人で補てん金がある人は金額のわかるもの

注意事項

- ・混雑を避けるため、上記日程にお越しください
- ・必要書類がそろっていない場合は申告を受付できないことがあります
- ・農業、事業、不動産、山林所得がある人は、帳簿の保存が義務づけられています
- ・所得がない場合も町県民税の

申告は必要です（申告をしないと、国民健康保険や後期高齢者医療保険などで不利益を被ることがあります）

給与収入又は公的年金等収入がある人で確定申告が必要な人

- ・年収が2千万円を超える人
- ・2か所以上から給与が出ている人
- ・農業所得（赤字も含む）のある人
- ・主たる給与や公的年金以外の所得が20万円を超える人（満期保険金、不動産賃貸料、捕獲奨励金など）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けられる人

※給与所得のみで年末調整済の人、公的年金の収入金額が400万円以下の人で、右記の条件に当てはまらない人は確定申告の必要はありません（ただし、住民税申告により住民税が減額になる場合があります）

医療費控除の提出書類が簡略化されました

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書を提出する代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となくなりました。領収書は自宅で5年間保存してください。(今年度の確定申告については、従来の領収書による申告も受け付けます)

医療保険者から交付される医療費通知を添付すると明細

平成 30 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 智頭 太郎

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の1~4を記入します。
※医療費控除が実行される医療費の額を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

1 医療費通知に記載された医療費の額	2 1のうちその年中医療費の品	3 1のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
120,560円	110,220円	35,000円

2 医療費(上記1以外)の明細
[医療を受けた方(氏名)、「病名・薬名」などの支払先(名称)ごとにまとめて記入することが出来ます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。]

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 1のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
智頭 太郎	智頭病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	35,800円	10,000円
#	〇〇薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	15,350	
#	△△歯科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,140	
智頭 花子	智頭病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,800	
#	老健ほのぼの	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	125,800	
2 の 合 計			184,490	10,000
医療費の合計			A 294,710	B 45,000

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	294,710円	A
保険金などで補填される金額 (※1)	45,000	B
差引金額 (※2)	249,710	C
所得金額の合計額	2,345,678	D
Ⅲ×0.05 (※3)	117,283	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000	F
医療費控除額 (※4)	149,710	G

重要なお知らせがありますので必ず裏面を確認ください。

は省略できます。

ただし、保険者によっては、12月までの医療費が記載されていない場合があります。その場合は、領収書などを基に別途明細に記入する必要があります。

(例) 医療費通知に10月分までの医療費が記載されている場合、10月までの明細は省略できるが、11月と12月分は領収書などを基に明細に記入が必要。

今年のおもな改正点

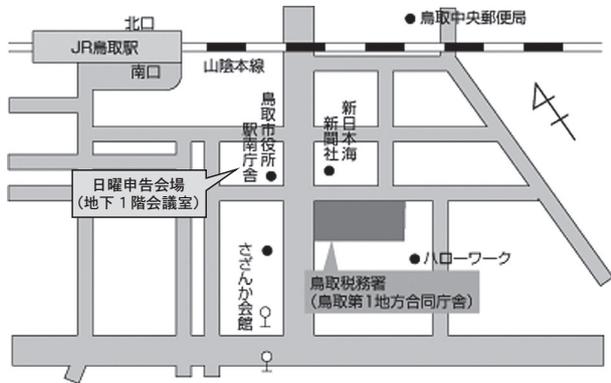
- ・配偶者控除は、本人の所得が9百万円を超えると減額となり、1千万円を超えると控除が受けられなくなりました。
- ・配偶者特別控除の対象者の範囲が広がり、これまでよりも多くの人が控除を受けられることができるようになりました。(所得が1千万円円を超える人は対象外です)
- ・西日本豪雨などの自然災害で被害を受けた人は雑損控除を受けることができる場合があります。

税理士による無料相談会

日時 2月17日(日)
午前10時〜午後4時
会場 とりぎん文化会館 1階
【問合せ先】
中国税理士会鳥取支部事務局
☎0857-26-9563

鳥取税務署での確定申告

日時 2月18日(月)〜
3月15日(金)
午前9時〜午後4時
日曜日の開庁日時
2月24日(日)
3月3日(日)
午前9時〜午後4時
鳥取市役所南庁舎
地下1階会議室



問合せ先 鳥取税務署 ☎0857-22-2141 または 役場税務住民課 ☎75-4117